

財政援助団体等監査の結果について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定による財政援助団体等の監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、下記のとおり監査の結果を公表します。

令和 7 年 1 月 24 日

香美市監査委員 岩 崎 昭 雄

香美市監査委員 横 谷 勝 正

香美市監査委員 山 本 芳 男

記

第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による財政援助団体等の監査

第 2 監査の対象

市が補助金等の財政的援助を与えている団体の出納その他の事務の執行状況について、次の団体を監査の対象とした。

指定管理者：株式会社ほっと平山

施設の名称：香美市地域交流施設

所管課：定住推進課

対象年度：令和 5・6 年度

第 3 監査の実施場所・日程

監査委員事務局、香美市地域交流施設・令和 7 年 1 月 21 日

第 4 監査の方法及び着眼点

香美市監査基準に準拠し、監査の実施に必要な資料の提出を求め、関係諸帳簿及び証拠書類との照合によって監査した。

また、現地に出向き、指定管理者及び関係職員から説明を受け、質疑、確認を行った。

第 5 監査の結果

香美市地域交流施設に関する出納その他の事務及び事業の執行状況については、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、所管課と更に緊密な連携を図ることにより、最も効果的な運営を行うよう努めてください。